

## 朝霞市行政改革推進基本方針（素案）

### 1 基本方針策定の趣旨

本市では、昭和61（1986）年に朝霞市行政改革大綱を策定して以来、行政の簡素効率化をはじめとする行政改革に取り組んできました。平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までを期間とする第5次行政改革大綱においては、多様化・高度化する市民ニーズに応えるため、自主財源の確保や組織機構の見直しと定員の適正化など、10の取組項目を推進しています。

第5次行政改革は一定の成果をもたらしましたが、一部の取組項目が目標未達成となったほか、使用料や補助金等の見直しなど、社会経済情勢の変化に応じて、今後も継続した取組が求められるものもあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大のように想定外の事象に対する行政課題のほか、デジタル庁の発足にも代表される近年のデジタル化の加速など、本市を取り巻く状況の急激な変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築していく必要があります。

このような背景から、従来およそ5年毎に策定してきた行政改革大綱の形式を改め、今後は新たに朝霞市行政改革推進基本方針（以下、基本方針という）を策定するとともに、同基本方針に基づいた朝霞市行政改革推進実施計画（以下、実施計画という）を見直しながら毎年度定めていくことにより、早期に新たな行政課題の把握、施策への取り込みを行い、迅速に対応していくことで、将来にわたって持続可能な行政運営を継続していくための体制を構築します。

### 2 推進に当たっての基本的な考え方

行政運営は、限られた行政資源の状況を的確に捉え、重要性の高い施策や事業に適切に分配することにより、満足度の高い市民サービスの提供を目的としています。この目的を確実に達成するために次の観点を持って行政改革に取り組みます。

#### （1）事務・組織運営の効率化

多様化する行政課題に対応するため、事務処理の合理化及び効率化を推進するとともに、組織機構の見直しや職員の能力向上を図り効率的な組織運営を行います。

#### （2）財政の健全化

今後、危機的な状況が見込まれる財政運営を持続可能なものとするため、職員のコスト意識を高めるとともに新たな財源の確保に取り組みます。

行政改革の推進に当たっては、こうした観点を持ちつつ、様々に影響してくる外部要因の変化に迅速に対応できるよう、機動的に改革の対象を選択していくものとします。

### 3 行政改革の進め方

#### (1) 行政改革推進実施計画の策定

行政改革の推進に当たっては、行政改革推進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、具体的な取組の名称、担当部署、内容、数値目標等を記載します。社会情勢に応じて必要な取組を適宜定めることができるよう、実施計画は3年間の計画期間とし、毎年度見直して策定します。

なお、取組については、様々な外部要因に機動的に対応するため、3年間の計画の中途においても、新たな取組を取り上げることができるものとします。

また、実施計画には、大きく2つに分類して取組を定めます。

（分類1）集中的な取組が求められるもの

（分類2）定期的な見直し、継続的な実施が求められるもの

#### (2) 実施

実施計画に基づき取り組みます。

#### (3) 効果検証・評価

実施計画に定めた各取組の進捗状況をまとめます。また、審議会等の第三者機関において進捗状況を報告し、市の取組に対する意見を求めます。

#### (4) 取組状況の公表

実施計画に基づき実施した取組の状況については、市のホームページ等を通じて市民に公表するとともに、市議会に対して報告を行います。

### 4 推進体制

#### (1) 庁内組織

全庁的に推進するため、次の組織を設置します。

##### ア 行政改革推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長及び部長級職員で構成する。基本方針、実施計画の策定のほか、行政改革に関するその他の重要事項を決定します。

##### イ 行政改革幹事会

各部署を代表する職員で構成する組織。基本方針、実施計画の案の検討のほか、行政改革に関する調査、研究等を行います。

#### (2) 第三者機関

朝霞市行政改革懇談会等の第三者機関において実施計画に基づき実施した取組の状況について報告し、知識経験者や関係団体代表者、公募委員から、市の取組状況について意見等を求め、今後の取組に反映させます。

### 5 その他

(1) 本市は総合計画を最上位計画と位置付け、総合計画に基づく行政の推進を徹底して

いることから、行政改革の取組についても、総合計画との連動を図ります。  
(2) 本基本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 6 資料（これまでの行政改革の取組）

### (1) 朝霞市行政改革大綱：昭和60（1985）年～

- ・事務事業の見直し
- ・組織・機構の簡素合理化
- ・給与の適正化
- ・定員管理の適正化
- ・民間委託、OA化等事務改革の推進

### (2) 第2次朝霞市行政改革大綱：平成8（1996）年～平成15（2003）年

- ・事務事業の見直し
- ・時代に即応した組織・機構の見直し
- ・定員管理及び給与の適正化の推進
- ・効果的な行政運営と職員能力開発の推進
- ・行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- ・会館等公共施設の設置及び管理運営

### (3) 第3次朝霞市行政改革大綱：平成16（2004）年～平成22（2010）年

- ・組織改革と職員の意識改革
- ・合理的で健全な行財政運営の推進
- ・開かれた市政の推進

### (4) 第4次朝霞市行政改革大綱：平成23（2011）年～平成27（2015）年

- ・行政サービスの選択と集中－行政評価の活用
- ・市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり－組織改革と人材
- ・合理的で健全な行財政運営の推進－持続可能な行財政運営
- ・市民と行政をつなぐ仕組みづくり－情報公開と市民参画の推進

### (5) 第5次朝霞市行政改革大綱：平成28（2016）年～令和2（2020）年

- ・効率的で効果的な行政運営と市民参加
- ・安定した財政運営と財産の活用
- ・機能的な組織運営と人材育成